

変異株陽性者を含めた入院・療養の考え方について

国通知

【国通知（事務連絡 令和3年3月16日最終改訂）】
「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」

（抜粋①）

1. 当面の間、以下の者については、**原則、感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律に基づく入院措置を行うこと。**
- ①新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者であって、無症状の場合も含め新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者
 - ②過去 14 日以内に新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者の濃厚接触者である新型コロナウイルス感染症の患者等及び疑似症患者
 - ③変異株であることが確定した患者等
 - ④上記③の濃厚接触者である新型コロナウイルス感染症の患者等及び疑似症患者
 - ⑤その他変異株であると疑うに足りる正当な理由のある新型コロナウイルス感染症の患者等及び疑似症患者

（抜粋②）

- Q4. 症状が落ち着いている患者は、宿泊・自宅療養でもかまわないか。**
A4. 感染力が従来よりも強い可能性が報告されていることから、原則として、変異株に感染した方については、入院をお願いします。
ただし、**患者の症状が落ち着いており、自治体の病床確保状況、患者の療養環境、その他特別な事情なども考慮して、必要と判断される場合には、十分な感染拡大防止の取り組みを実施した上での宿泊療養や自宅療養としても差し支えありません。**

府における入院・療養の考え方

【現行】 令和2年11月18日決定

ア 入院	・原則 65歳以上 ・ 93% < SpO2 < 96% かつ息切れや肺炎所見あり (SpO2 ≤ 93% は緊急対応) ・その他中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする者 ・上記に該当する者でも無症状又は軽症者については、保健所が、患者を診察した医師や入院フォローアップの医師と適宜協議し、可能な場合、宿泊療養とする
イ 宿泊療養	・原則 65歳未満 で ADL が自立しており、入院を必要とする基礎疾患等がない者 ・集団生活のルールが遵守できる者
ウ 自宅療養	・原則 65歳未満 で入院を必要とする基礎疾患等がなく、感染管理対策が可能な者 ・同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者のない者

【変異株陽性者への対応】

- 変異株陽性者については原則入院とされているが、上記の入院・療養の考え方に基づき、保健所長の判断により宿泊療養とすることも可とする。
- 入院・宿泊療養が適切でないとして保健所長が判断する者については、上記の入院・療養の考え方に基づき、自宅療養とすることも可とする。